

	項目	論点	規制等の概要と課題	関係法令等
1)	【全課程共通】 施設・設備	時代に不相应な施設・設備要件の見直し（オンライン教育を推進する環境整備に力点を置くべき）	<p>【規制の概要】 現状の規制では、校舎面積の規定があり、必置施設として教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室が求められている。さらに、階段、廊下、窓（採光）に関しても建築基準法上の事細かな規定がある。一方で、オンライン教育を推進するための環境整備に関する規定はない。</p> <p>【課題】 高等学校は義務教育ではない。心身の事情で学校に通えない生徒、働きながら学ばなければならない生徒、高校が存在しない離島に居住し実家を離れたい事情がある生徒、スポーツや他の専門スキルを修得しながら学びたい生徒など多様な学びのニーズに応じて必要性もあることを考えた時、オンライン教育の果たすべき役割は大きく、学校の施設・設備等のあり方も見直す必要がある。アフターコロナを見据え、時代に不相应な施設・設備要件は見直し、オンライン教育を推進するために必要な環境整備に力点を置いて要件を考えるべきである。</p> <p>なお、オンライン教育を推進しやすい制度下にある通信制課程においては、一部の不適切な運営実態例を取り上げ、さらなる施設・設備要件の追加の動きがある。しかしながら、規制改革の基本理念は、「事前規制」から「事後監視・監督」への移行を図ることにあり、一部の不適切な運営実態のために、多くの学校の有用な取り組みを課外する事前規制は追加すべきではない。</p>	高等学校設置基準第13条～16条 高等学校通信教育規程第8条・第9条 (建築基準法施行令第23条) (建築基準法施行令第119条)等
2)	【全課程共通】 教育課程 (標準授業時数)	標準授業時数拘らず、個々の生徒の習熟度に応じて柔軟に単位認定できる制度を検討	<p>【規制の概要】 現行の規制では、関係諸法令等に則り、各学校にて、卒業に必要な単位数や1単位あたりの標準授業時数を定め、生徒は、一律に、定められた標準授業時数をこなし、試験等の学力審査を経て単位を修得する。</p> <p>【課題】 オンライン教育の推進により学習の個別最適化を目指すと同時に、生徒に対して一律に標準授業時数をこなすことを課して単位認定をするのではなく、個々の生徒の能力や習熟度に応じ、学校長の判断で、標準授業時数に拘らずに単位認定することができる制度を検討すべきである。これにより、例えば、数学の得意な生徒は、早期に数学の単位を修得してより高次の学習に取り組むことや苦手な教科により多くの時間を費やすことが可能になる。</p>	学校教育法第56条 学校教育法施行規則第83条、84条、96条 高等学校学習指導要領第1章第2款（新要領第1章第2款の3） 高等学校学習指導要領第1章第4款（新要領第1章第2款の3） 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款の5）
3)	【全日制・定時制】 教育方法 (遠隔・オンライン授業)	遠隔・オンライン授業の実施方法に関する要件の緩和	<p>【規制の概要】 全日制・定時制課程において、遠隔・オンライン授業が正式な授業として認められる要件は、 ①同時双方向性であること（不登校・病気療養中の生徒以外はオンデマンド方式は不可）、 ②同時に授業を受ける人数は（複数の教室等に別けて授業を受ける場合でも、総人数で）40人以下、 ③配信側の教員は、担当教科の免許を保持し、かつ受信側の高校に属する教員であること、 ④受信側にも原則として高校の教員（実施教科の免許の有無は問わない）が立ち会うこと、 ⑤①～④を満たしてもオンライン授業のみで当該教科・科目の授業が完了することはなく、各教科・科目等の特質に応じて、対面による授業を相当時間数実施しなければならないこと等。となっている。</p> <p>【課題】 配信側と受信側に教員の配置を要件にしていることから、生中継での対面指導を想定しているのにおいて、生徒が個々の習熟度に応じて受講するような個別のオンライン授業を想定していないことが見てとれる。今回のコロナ下のような一斉休校の場合や自然災害により臨時休校となった場合でも、生徒の学びを止めないためにオンライン教育を推進することがアフターコロナを見据えた規制改革の方向性だと考えるが、自宅学習時に受信側（生徒宅）に教員を配置するという要件は対応困難であり、授業として認められないのであれば、あえてオンラインで授業に取り組みず、依然として従来型の宿題等に対応する学校も出てきてしまうことを懸念する。 コロナに限らない感染症の拡大や自然災害等により学校の臨時休校を余儀なくされた場合でも、オンライン教育が推進されるよう、受信側に教員を配置する要件を見直すべきである。また、生徒が時間や場所の制限を受けない学び続けられる環境を整えるため、オンデマンド方式であっても授業内容に応じて認められるように検討するべきである。</p>	学校教育法施行規則第88条の3および第96条 高等学校通信教育規程第2条、 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成27年文科初第289号）」 「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校が履修させることができる授業を定める件（平成27年文科科学省告示第92号）」
4)	【全課程共通】 教育方法 (オンライン授業)	○感染症拡大や自然災害時におけるオンライン授業の拡大緩和 ○心身に事情を抱えた生徒への配慮	<p>【規制の概要】 全日制・定時制においては、3）⑤で記載したとおり、オンライン授業のみで当該教科・科目の授業が完了するのではなく、各教科・科目等の特質に応じて、対面による授業を相当時間数実施しなければならない。同様に、通信制の面接指導においても、オンライン授業のみで当該教科・科目の授業が完了するのではなく、各教科・科目等の特質に応じて、対面による授業を相当時間数実施しなければならないこととなっている。</p> <p>【課題】 今回のコロナのような感染症の拡大や自然災害等により臨時休校を余儀なくされた場合には、心身や家庭の事情などから登校して対面による授業を受けることが困難な生徒も出てくる。生徒本人の責に帰さない事情で登校できない場合、オンライン授業の部分は完了しているが、対面での授業が受けられないばかりに当該教科・科目の授業が完了できないのは不合理である。したがって、感染症の拡大や自然災害時などの場合は、学校長の判断により、オンライン授業のみで（①同時双方向性、②同時に授業を受ける生徒は40人以下、③当該教科科目の教員免許を有する当該学校の教員が配信、④生徒の学習成果の確認、などの要件は具備する必要あり）、当該教科・科目の授業が完了できる例外措置を認め、これを自治体毎の判断ではなく国の指針として明示すべきである。また、感染症の拡大や自然災害等といった状況でなくとも、不登校生徒や病気療養中の生徒であって、登校できないことが明らかである場合には、同様に認め、同じく明示すべきである。</p>	学校教育法施行規則第88条の3および第96条 高等学校通信教育規程第2条、 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款） 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成27年文科初第289号）」 「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校が履修させることができる授業を定める件（平成27年文科科学省告示第92号）」
5)	【全課程共通】 教育方法（試験）	○感染症拡大や自然災害時におけるオンライン実施の緩和 ○心身に事情を抱えた生徒への配慮	<p>【規制の概要】 試験は、校舎または学則上明記された教育施設で、教員の監督の下、実施しなければならない。通信制においても自宅受験は認められていない。</p> <p>【課題】 4）と同様に、感染症の拡大や自然災害等により心身や家庭の事情などから登校困難に陥ってしまった生徒、あるいは感染症の拡大や自然災害等といった状況でなくとも、不登校や病気療養中であって、登校できないことが明らかである生徒については、ICTを活用した試験（Web会議システム等を活用し教員の監督下で不正が行えないことを確認できるなどの要件が必要）が行える例外措置を認め、これを自治体毎の判断ではなく国の指針として明示すべきである。</p>	高等学校通信教育規程第2条、 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款）
6)	【全課程共通】 教科書	デジタル教科書の規制撤廃	<p>【規制の概要】 デジタル教科書については、①紙の教科書との併用であること、②デジタル教科書の使用は各教科・科目の授業時数の1/2までという制約がある。</p> <p>【課題】 高等学校においては、紙の教科書であっても、デジタル教科書であってもいずれも有償である。デジタル教科書を使用する際には、現行では、上記①の紙の教科書との併用との制約がある限り、生徒の費用負担が2倍になってしまう。上記①と②の規制を撤廃した上で、生徒の自由選択によって、紙の教科書か、デジタル教科書か、いずれかを使用してもよいこととするべきである。</p>	学校教育法第62条で準用する同法第34条、 学校教育法施行規則第56条の5 学校教育法施行規則第89条

7)	【全課程共通】 教職員配置 (特別免許状)	特別免許状の規制緩和	<p>【規制の概要】 教職課程を修了しなくても一定の要件をクリアすれば、学校の授業等を担当できる特別免許状が授与される。特別免許状付与にあたっては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定」において以下①または②いずれかの資質を有していることが確認される。また、特別免許状授与後は、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案・実施する義務や、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）などの配置要件がある。</p> <p>① 学校又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】 ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）【概ね3年以上】</p> <p>【課題】 オンライン教育の推進に伴いICTに精通した外部人材等が必要になっているところ、 （1）勤務校における研修を受けなければならない点（勤務校側の負担）や（2）2割を超えて配置する場合は3年以上の学校勤務経験があるなどの制約が定かたくなっていて利用実績が上がらないのが現状である。ICT人材のみならず、専門知識・スキルを有した社会人等が授業を担当することは多様な学びのニーズに応える上でも有益なので、上述の（1）（2）の規制を見直すなど検討を進めるべきである。</p>	教職員免許状第4条 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針
8)	【全課程共通】 学校間連携による単位 認定	自校に設けられている科目であっても、学校間の協議により、他校において科目履修を認める緩和	<p>【規制の概要】 生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。</p> <p>【課題】 学校間連携による単位認定制度は、あくまで、自校に設けられていない科目の履修を想定している。しかしながら、今回のコロナ下における一斉休校で明らかになったように、自校の開設科目であっても、その学習のフォロー度合いは各学校によりバラバラであり、オンライン教育にフォローを行えなかった学校も多々存在した。生徒の思いに寄り添って考えると、自校の学習フォローが不十分である場合は他校での履修でもよいから学びたいと思うのは当然のことであり、各学校におけるオンライン教育の推進整備はもとより、学びのセーフティネットとして、「自校に設けられている科目でも、学校間の協議により、他校において科目履修を認める」緩和策を検討するべきである。</p>	高等学校学習指導要領第3章第6節（新要領第5章第4款）
9)	事務（教務） (指導要録)	指導要録のフォーマット統一とデータ化	<p>【規制緩和の件ではなく現況を踏まえた要望】</p> <p>指導要録は、在籍生徒一人一人について、①学籍に関する記録と②指導に関する記録をまとめたもので各学校において必ず作成し保管しなければならない（①については20年間、②については5年間）。転学の際には、前籍校の校長は、当該生徒の指導要録の写しを転入先の校長へ送付せねばならず、受け取った転入先の校長は前籍校の指導要録の記載内容を自校で作成する指導要録に転記して保管する。また、生徒が進学する際には、指導要録の写しを進学先の学校長に送らねばならない。</p> <p>この指導要録については、国の記載指針はあるものの、各自治体・教育委員会毎にフォーマットがバラバラであり、かつ紙媒体でのやりとりとなっているため、特に転入受け入れにあたっては、バラバラのフォーマットから記載事項を読み取って自校作成の指導要録に転記せねばならず、ミスも起きやすく非常に作業工数も膨大となっている。</p> <p>学校現場のICT化、教員の働き方改革を考えると、指導要録のフォーマット統一とデータ化は是非とも検討いただきたい点である。データ化にあたっては、保管責任、セキュリティ、閲覧・編集権限の付与など検討すべき事項は多岐に渡るが、実現すれば、通貫して生徒の記録や評価を確認することが可能にもなるので重ねて検討をお願いしたい。</p>	学校教育法施行規則第24条・28条

【参考】高等学校（全日制・定時制および通信制）に関する現行の規制

区分	項目	現行の主な規制（各自治体の独自の基準は含まず）	根拠法令等
施設・設備	校舎面積	<p>【全日制・定時制】 収容定員により以下の通り。 120人以下：1,200㎡ 121人～480人：1,200 + 6×(収容定員 - 120) 481人以上：3,360 + 4×(収容定員 - 480) (ただし、地域の実態等の特別の事情があり教育上支障がない場合はこの限りでない)</p> <p>【通信制】 独立校（通信制課程のみを置く高等学校）：1,200㎡以上 (ただし、当該独立校と同一敷地内or隣接地に所在する他の学校等を使用する場合や、特別の事情があり教育上支障のない場合はこの限りでない)</p>	<p>高等学校設置基準第13条</p> <p>高等学校通信教育規程第8条</p>
施設・設備	校地面積	特段の定めなし	-
施設・設備	必置施設	<p>【全日制・定時制】 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。 ・教室（普通教室、特別教室等とする。） ・図書室、保健室 ・職員室 このほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p> <p>【通信制】 実施校（通信制課程を置く高等学校）の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 ・教室（普通教室、特別教室等とする。） ・図書室、保健室 ・職員室 このほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。 独立校の教室、図書室、保健室については、当該独立校と同一敷地内or隣接地にある他の学校等の施設を兼用可。</p>	<p>高校設置基準第15条</p> <p>高等学校通信教育規程第9条</p>
施設・設備	運動場	<p>【全日制・定時制】 運動場の面積は8,400㎡以上とする。 (ただし体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障のない場合はこの限りでない)</p>	高等学校設置基準第14条
施設・設備	体育館	<p>【全日制・定時制】 校舎、運動場の他に体育館を備えるものとする。 (ただし、特別の事情があり教育上支障がない場合はこの限りでない)</p>	高等学校設置基準第16条
施設・設備 (建築基準)	階段に関する基準	<p>【全課程共通】 (中学校・高等学校) 階段及び踊場の幅：140cm以上 蹴上寸法：18cm以下 踏面の幅：26cm以上 踊場位置：高さ3m以内ごと (参考 一般建物※) 階段及び踊場の幅：120cm以上 蹴上寸法：20cm以下 踏面の幅：24cm以上 踊場位置：高さ4m以内ごと ※直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階用のもの</p>	建築基準法施行令第23条
施設・設備 (建築基準)	廊下に関する基準	<p>【全課程共通】 (小学校・中学校・高等学校) 両側に居室がある廊下：2.3m その他の廊下：1.8m (参考 一般建物※) 両側に居室がある廊下：1.6m その他の廊下：1.2m ※病院等を除き居室の床面積の合計が200㎡（地階にあっては100㎡）をこえる階におけるもの</p>	建築基準法施行令第119条
施設・設備 (建築基準)	窓（採光）に関する基準	<p>【全課程共通】 学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ以下に掲げる割合以上でなければならない。 ただし、別に定める基準に従い、照明設備の設置等の措置が講じられている場合は、それぞれ1/10までの範囲内において別に定める割合とすることができる。 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教室) 1/5以上 (参考 上記以外の学校の教室) 1/10以上 (参考 一般住宅) 1/7以上</p>	<p>建築基準法第28条、 建築基準法施行令第19条および20条、 昭和55年建設省告示第1800号</p>
収容定員	収容定員	<p>【全日制・定時制】 特段の定めなし (ただし収容定員に応じて校舎面積、教員数等が変動)</p> <p>【通信制】 240人以上 (ただし、特別の事情があり教育上支障がない場合はその限りでない)</p>	高等学校通信教育規程第4条
教育課程	修業年限	<p>【全日制】 3年</p> <p>【定時制・通信制】 3年以上</p>	学校教育法第56条
教育課程	卒業単位数	<p>【全課程共通】 74単位以上で、各学校が定める。 (専門学科のみ、専門教科・科目から25単位以上)</p>	<p>学校教育法施行規則第96条、 高等学校学習指導要領第1章第2款（新要領第1章第2款の3）</p>
教育課程	単位あたりの授業時数	<p>【全日制・定時制】 1単位時間 = 50分とし、35単位時間の授業 = 1単位として計算することを標準とする。</p> <p>【通信制】 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は50分として計算）数の標準は、1単位につき次の表（※省略）のとおり。 学校設定科目、理数に属する科目、総合的な探求の時間についても、1単位あたり添削指導及び面接指導を各1回及び1単位時間以上を確保したうえで各校が適切に定める。</p>	<p>高等学校学習指導要領第1章第4款（新要領第1章第2款の3）</p> <p>高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款の5）</p>

教育課程	教育課程の編成・基準	【全課程共通】 「各教科に属する科目」「総合的な学習の時間（総合的な探求の時間）」「特別活動」によって編成するものとし、教育課程の基準として高等学校学習指導要領によるものとする。	学校教育法施行規則第83条および84条
教育課程	特別活動・ホームルーム	【全日制・定時制】 ホームルームは原則年間35単位時間。生徒会活動や学校行事などのその他特別活動は学校の実態に応じてそれぞれ適切な授業時数を充てる。 (定時制課程で特別の事情がある場合は、時間数減またはホームルーム・生徒会活動の一部を行わないことができる) 【通信制】 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上の指導。	高等学校学習指導要領第1章第4款（新要領第1章第2款の3） 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款の5）
教育課程	教科書	【全課程共通】 文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作権の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。 (上記の教科用図書のない場合（一部専門教科や学校設定科目等）は、他の適切な教科用図書を使用することができる。) デジタル教科書については、①紙の教科書を基本とした併用制であること（各教科・科目毎の1/2まで使用可）、②紙の教科書と同一の内容でなければいけないこと、が規制されている。	学校教育法第62条で準用する同法第34条、 学校教育法施行規則第56条の5 学校教育法施行規則第89条
授業方法	授業を受ける生徒数	【全日制・定時制】 同時に授業を受ける1学級の生徒数は40人以下 (ただし、特別の事情があり教育上支障がない場合はこの限りでない)	高等学校設置基準第7条
授業方法	メディア授業	【全日制・定時制】 対面授業だが、多様なメディアを高度に利用する方法（高度メディア授業）であれば、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることが可能。 卒業要件として修得すべき74単位のうち、メディア授業によって修得する単位数は、36単位以下。 【通信制】 添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとし、加えて、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法で行うことができる。 メディア授業（ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合）の利用により面接指導等時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる。 また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除時間数は、合わせて10分の8を超えてはならない。	学校教育法施行規則第88条の3および96条 高等学校通信教育規程第2条、 高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領第1章第2款）
授業方法	遠隔授業に関する留意事項	【全日制・定時制】 ・遠隔授業は、多様なメディアを高度に利用し、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校において対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものとする（オンデマンド方式は原則不可、病気療養や長期不登校の者を対象とする特別な教育課程を設ける場合のみ可能）。 ・同時に授業を受ける人数は（複数の教室等に分散して授業を受ける場合でも、総人数で）40人以下。 ・遠隔授業を行う場合、各教科・科目等の特質に応じて、対面による授業を相当時間数（高等学校学習指導要領第1章第7款（新要領では第1章第2款の5）の面接指導時間を参考とする。）を行うこと。 ・配信側の教員は、担当教科の免許を保持し、かつ受信側の高校に属する教員であること（兼務発令等により受信側高校の教員の身分を持たせなければならない）。 ・受信側にも原則として高校の教員（実施教科の免許の有無は問わない）が立ち会うこと。 ・評価については、配信側の教員が実施する。	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成27年文科初第289号）」 「学校教育法施行規則第八十八条の二の規定に基づき、高等学校が履修させることができる授業を定める件（平成27年文部科学省告示第92号）」 文科省HP<全日制・定時制の遠隔授業> <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056.htm</a>
学校間連携	科目履修	生徒の履修したい科目が自校には設けられていないが他校では開設されている場合、学校間の協議により、自校の生徒が他校において一部科目を履修することを可能とし、他校で修得した科目の単位数を、生徒の在学する高等学校が定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることができることとするものである。自校には設けられていない専門教科・科目や他校の学校設定教科・科目などの履修が可能となり、生徒の選択の幅を拡大することができる。この学校間連携により、自校の卒業に必要な単位数に加えることのできる単位数は、従来、その合計数が20単位を超えないものとされていたが、平成17年度より、これらの単位数の合計数の上限が拡大され、36単位を超えないものとされている。	高等学校学習指導要領第3章第6節（新要領第5章第4款）
教職員配置	必置教員	【全課程共通】 校長、教頭、教諭及び事務職員。 このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 副校長を置くときは教頭は置かなくても可。	学校教育法第60条
教職員配置	教員数	【全日制・定時制】 副校長・教頭＝課程ごとに1人以上。 教諭等（主幹教諭・指導教諭・教諭）＝収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がない数。 (教諭等は、特別の事情があり教育上支障がない場合は、助教諭又は講師で代替可) 【通信制】 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。 (教諭は、特別の事情があり教育上支障がない場合は、助教諭又は講師で代替可)	高等学校設置基準第8条 高等学校通信教育規程第5条
教職員配置	養護教員等	【全日制・定時制のみ】 相当数の養護教諭その他の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	高等学校設置基準第9条
教職員配置	実習助手等	【全日制・定時制のみ】 必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。	高等学校設置基準第10条
教職員配置	特別免許状	【全課程共通】 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。 高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教	教職員免許状第4条 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

教職員配置	事務職員数	<p>【全日制・定時制】 全日制・定時制の課程の別、生徒数等に応じて、相当数の事務職員を置かなければならない。</p> <p>【通信制】 実施校には、生徒数に応じ相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</p>	<p>高等学校設置基準第11条</p> <p>高等学校通信教育規程第6条</p>
教職員配置	事務長	<p>【全課程共通】 高等学校には、事務長を置くものとする。 事務長は事務職員をもって充て、校長の監督を受けて、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。</p>	<p>学校教育法施行規則第82条</p>
事務（教務）	指導要録	<p>◎学校教育法施行規則 第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。</p> <p>第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <p>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</p> <p>② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。</p> <p>③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。</p>	<p>学校教育法施行規則第24条・28条</p>